

南三陸町新型コロナウイルス感染症対応 中小企業等事業再構築促進事業補助金のお知らせ

町では、国の中小企業等事業再構築促進事業補助金（以下「事業再構築補助金」という）に採択された町内事業者に対し、事業者の負担軽減と事業継続を支援することを目的として、南三陸町新型コロナウイルス感染症対応中小企業等事業再構築促進事業補助金を交付します。

1 補助対象者

南三陸町内に事業所を有する者で、国の事業再構築補助金の交付決定を受け、令和5年2月28日(月)までに事業が完了して（額の確定を受けて）いるものとしします。

2 補助対象経費

補助対象者が行う販路開拓や生産性向上、感染防止対策等の事業を実施するために必要な経費（補助対象経費）のうち、国の事業再構築補助金および県の中小企業等事業再構築支援事業補助金以外の自己負担額とします。

3 補助金の額

補助対象経費から国の事業再構築事業補助金および県の中小企業等事業再構築支援事業補助金の額を差し引いた額の2分の1とし、200万円を上限とします（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる）。

なお、補助金の交付は、補助対象者1者につき1回に限るものとしします。

4 申請期間

令和4年9月1日(木)～令和5年2月28日(日)

5 補助金の交付申請

南三陸町新型コロナウイルス感染症対応中小企業等事業再構築促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとしします。

- (1) 事業再構築補助金に係る次に掲げる書類の写し
 - ア 交付申請書
 - イ 交付決定通知書
 - ウ 事業実績報告書
 - エ 補助金額確定通知書
- (2) 町税に滞納がないことを証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

☎ 商工観光課 商工業企業立地推進係 ☎46-1385

南三陸町新型コロナウイルス感染症対応 運送事業者支援金のお知らせ

町は、新型コロナウイルス感染症による燃油価格高騰の影響を受けている運送事業者の事業の継続を支えるため、南三陸町新型コロナウイルス感染症対応運送事業者支援金を支給します。

1 支給対象者

▶次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たしている者としします。

- (1) 令和4年4月1日時点で南三陸町内に本店、支店、営業所等を置く中小事業者（法人・個人事業主）で、次の道路運送事業等の事業を営み引き続き町内で事業を継続する意思があること。
 - ア 道路運送法（昭和38年法律第154号）第3条に規定する旅客自動車運送事業（同条第1号イに該当する事業を除く）
 - イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業
 - ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第1項に規定する海上運送事業
 - エ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業
 - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業
- (2) 南三陸町に納税義務があり、滞納がないこと（南三陸町の納税証明書を添付できること）。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、令和3年12月から令和4年2月の間において、いずれかの月で前年の同期間と比べて燃油購入経費が増加し、または売上が減少していること。

2 支給額

支援金の額は、購入した燃油1リットル当たり20円とし、事業用車両など1台につき月額4万円を上限とします。ただし、町からの受託業務に使用する車両は、支援金の支給の対象としません。

3 申請期間

令和4年9月1日(木)～10月31日(月)

4 補助金の交付申請

南三陸町新型コロナウイルス感染症対応運送事業者支援金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとしします。

- (1) 事業用車両等一覧（様式第2号）
- (2) 自動車運送事業許可書等許認可書の写し
- (3) 対象車両等全ての車検証の写しおよび写真（ナンバーが写っているもの）
- (4) 購入した燃油に関する請求書および領収書の写し
- (5) 令和2年度および令和3年度の燃料費台帳の写し又は売上台帳の写しなど燃油購入経費の増加又は売上の減少が確認できる書類
- (6) 通帳の写しなど支援金の振込先と口座名義がわかる書類
- (7) 納税証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類

☎ 商工観光課 商工業企業立地推進係 ☎46-1385